

発議第2号

流山市自転車of安全利用に関する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年2月24日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員 菅野 浩考

〃 青野 直

〃 田中 人実

提案理由 自転車関係する事故を未然に防止するとともに、自転車の交通安全の推進に資するためである。

流山市自転車の安全利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車に関係する事故を未然に防止するとともに、市、警察署、関係団体、学校、事業者及び自転車利用者等が協働して、自転車の安全利用に関する活動を行うことにより、自転車の交通安全の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を移動の手段として利用する者をいう。
- (3) 自転車利用者等 自転車利用者及び自転車利用者が未成年者である場合におけるその保護者をいう。
- (4) 関係団体 流山交通安全協会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 公益財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格を有する者を置く市内の自転車販売を業とする者をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- (7) 学校長 学校の校長をいう。
- (8) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。
- (9) 幼児 6歳未満の者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発
- (2) 自転車利用者等が自転車の安全利用に関する講習が受けやすい環境の整備

- (3) 自転車の安全利用に関する市民等への安全教育
- (4) 警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する活動の支援
- (5) 自転車利用者等による自転車の点検整備及び自転車事故保険への加入の促進
- (6) 自転車の安全な通行を確保するための交通安全施設の点検及び整備

(自転車利用者等の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車利用者等は、市、警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 自転車利用者等は、自らが利用する自転車について安全確保ができるよう点検整備に努めなければならない。

4 自転車利用者等は、自転車事故保険への加入に努めなければならない。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、自らの交通安全に関する活動を積極的に行うとともに、市、警察署及び事業者が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を通じて、自転車利用者等に対して自転車の安全利用、点検整備等について、適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市、警察署及び関係団体が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、自転車購入者に対して自転車事故保険への加入の促進に努めなければならない。

(学校長の責務)

第7条 学校長は、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全利用に関する意識の向上に努めなければならない。

- 2 学校長は、自転車等の安全利用に関する教育の場の提供その他市又は警察署が行う自転車等の安全利用に関する施策への協力に努めなければならない。
- 3 学校長は、自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車等の安全利用に関する指導に努めなければならない。

(遵守事項)

第8条 自転車利用者は、次に掲げる事項を特に遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りではない。

- (1) 歩道と車道の区分がある道路では、車道を通行すること（歩道を通行できるときは、車道寄りを徐行すること。）。
 - (2) 道路の中央から左の部分を通行すること。
 - (3) 酒気を帯びて運転しないこと。
 - (4) 他の者を乗車させて運転しないこと。
 - (5) 他の自転車と並進しないこと。
 - (6) 夜間又は前方が暗く見えにくいときには、前照灯等を点灯させること。
 - (7) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。
 - (8) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。
 - (9) 歩行者の通行を妨げないこと。
- 2 児童及び幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならない。

(指導又は助言)

第9条 市長は、自転車等が関係する事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者等に対し、指導又は助言をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規

則で定める日から施行する。